

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年9月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
1	20250905	株式会社チャーターズカンパニー（法人番号1180301013087）代表者石川雄二	愛知県安城市高棚町芦池121	本社営業所	愛知県安城市高棚町芦池121	輸送施設の使用停止（130日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業法第8条第1項	令和6年12月3日及び令和6年12月18日、重傷事故を引き起こしたことを端緒として、監査を実施。15件の違反が認められた。(1)事業計画に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法第8条第1項)、(2)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(3)安全管理規定の届出違反(貨物自動車運送事業法第14条第1項)、(4)安全統括管理者の選任変更届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の7)、(5)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(6)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(7)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(8)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(9)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(10)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(11)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(12)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(13)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(14)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(15)輸送の安全にかかわる情報の公表義務違反(貨物自動車運送事業法第23条の3)	13	13

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年9月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
2	20250911	株式会社VIALES(法人番号2180001116866) 代表者島廻陽治	愛知県北名古屋市野崎山神24-1	清洲営業所	愛知県清須市春日新田8番地、13番地、14番地	輸送施設の使用停止(66日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和6年11月12日及び令和6年12月4日、監査方針に基づいて、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(9)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	7	7
3	20250916	作手運輸株式会社(法人番号7180301024302) 代表者瀧脇純史	愛知県新城市作手清岳字郷/根2番地の1	豊田営業所	愛知県豊田市中田町大下18-4	輸送施設の使用停止(70日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	令和6年10月22日、監査方針に基づいて、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(8)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)	7	7

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年9月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
4	20250918	株式会社GLEX(法人番号3180001142457) 代表者渋谷嘉徳	愛知県北名古屋市山之腰 天神東28番地	本社営業所	愛知県北名古屋市山之腰 天神東28番地日置ビル1F	輸送施設の使用停止 (60日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和6年10月25日及び令和6年11月21日、関係機関からの情報を端緒として、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)業務の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(7)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)自動車に関する表示義務違反(道路運送法施行規則第65条)	6	6

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和7年9月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
5	20250918	株式会社光智運輸(法人番号 7100001034666) 代表 者鈴木智之	長野県木曾郡南木曾町吾妻3689番地1	中部営業所	岐阜県中津川市蛭川字奥渡5345番6	輸送施設の使用停止 (70日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 法施行規則第2条第1 項第5号	令和6年10月2日、監査方針に基づいて、監査を実施。15件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)勤務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)一の運行の勤務時間遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(4)健康診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(5)点検整備記録簿等の記録保存義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3)、(6)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(7)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(8)点呼の記録記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(9)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(10)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(11)運転者等台帳の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(12)運転者等台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(13)特定の運転者に対する指導義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(14)特定の運転者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(15)事業報告書及び事業実績報告書未提出(貨物自動車運送事業法第60条第1項)	7	7

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。